

社会福祉法人・企業

における「地域福祉・社会貢献」活動への提案



企業ボランティアによる「東日本大震災」支援活動



企業ボランティアによる「除雪」活動

主 催	隠岐の島町社会福祉協議会
後 援	隠岐の島町 隠岐の島町商工会 隠岐地区老人福祉施設研究協議会

みんなで 支えあう 住みよい まちづくり

はじめに

高齢者福祉や障がい者福祉、子育て支援、社会保障など、今日の社会福祉政策は「一人ひとりの思いを大切にし、地域を基盤とした支援」を基調とする、いわゆる「地域福祉」が主流となっています。

隠岐の島町の社会福祉を取り巻く環境は、過疎・少子高齢化の進展、住民意識の変化、価値観の多様化などにより、大きく変化しています。

こうした中、本会といたしましては、「隠岐の島町地域福祉活動計画」に基づいて、地域における福祉の担い手を増やし、ニーズを早期に発見する仕組みづくり、課題解決のための多様な主体による連携・強化などに取り組んでいるところです。

その中で、ますます期待が高まっているのが、企業や社会福祉法人における「社会貢献活動」です。

特に、先の「東日本大震災」などの大規模災害における企業ボランティアの活躍はめざましく、世界各国から賞賛を受けました。

そして、社会福祉法人においては、地域の福祉ニーズに対して、必要な福祉サービス等を十分に受けられない人がないように、社会福祉協議会を中心として関係者との連携の中で問題を発見し、対応する取り組みが全国的に広がりを見せています。

その上で、ボランティアによるマンパワーは大変貴重で、重要な役割を占めるわけですが、離島地域では、絶対数の不足など、需給バランスを安定的に保つことが難しい状況にあることも否めません。

こうした課題認識のもと、「地域福祉」時代の社会を支える多様な主体の役割、重要性を今一度見つめ直し、新たな“地域福祉ネットワークづくり”のきっかけとすることを目的として、昨年12月 隠岐の島町社会福祉センターにおいて「社会福祉法人・企業の“力”推進フォーラム」を開催いたしました。

本報告書は、その具体的報告内容に加え、講師先生方からの提案、他地域での実践事例のポイントなども掲載しております。

本書をまとめるにあたり、日本社会事業大学大学院特任教授・日本地域福祉研究所理事長 大橋謙策先生をはじめ、基調報告、実践報告として発表いただきました皆さま、そしてご協力いただきました関係者の皆さまに深甚なる感謝を申し上げます。

おわりに、本書が、これから本町における多様な主体が連携した地域福祉推進のきっかけとなれば幸いです。

平成26年4月

隠岐の島町社会福祉協議会

会長 吉田 義隆

目次

はじめに

- I 「社会福祉法人・企業の“力”推進フォーラム」開催要項 …… P1
- II 基調報告
「地域福祉時代を迎えた島根県内の社会福祉法人の取り組み」 …… P3
島根県社会福祉協議会 地域福祉部 地域福祉係 岩田 博文 氏
- III 実践報告
「CSR・社会貢献活動最前線 ～企業の実践～」 …… P10
サンテラス株式会社 取締役店長 南 寿美夫 氏
- IV 総括講演
「地域福祉時代を迎えた社会福祉法人・企業の役割」 …… P15
日本社会事業大学 大学院 特任教授 大橋 謙策 氏
- V 参加者の声 …… P25

平成 25 年度「社会福祉法人・企業の“力”推進フォーラム」

開催要項

— 地域福祉時代を迎えた“離島・隠岐の島町”における新たな支えあいを未来へ —

◆趣 旨

今、我が国の社会福祉政策の主流は、地域での暮らしを基盤とした「地域福祉」となっています。

一方で、人口減少社会への突入やライフスタイルの変化、価値観の多様化などから、老老介護の問題や虐待等、個人を取り巻く生活福祉課題は複雑多様化する傾向にあり、社会福祉法人の果たすべき本来的な役割が問われ、企業の社会貢献活動、CSRへの期待も大いに高まっています。

このフォーラムは、「地域福祉」時代の社会を支える多様な主体の役割、重要性を今一度見つめ直し、新たな“地域福祉ネットワーク”づくりのきっかけとすることを目的に開催します。

◆主 催

隠岐の島町社会福祉協議会

◆後 援

隠岐の島町 ・ 隠岐の島町商工会 ・ 隠岐地区老人福祉施設研究協議会

◆期 日

平成 25 年 12 月 20 日(金) 9:00~12:00

◆会 場

隠岐の島町社会福祉センター 研修室(隠岐の島町原田 396 番地)

Tel : 2-0685 FAX : 2-4517

◆参加対象

隠岐の島町社会福祉協議会役職員、隠岐の島町共同募金委員会役職員、隠岐の島町職員、隠岐地区老人福祉施設研究協議会加盟施設役職員、町内企業・法人役職員、その他地域福祉に関心のある者 等

◆参加定員

50 名(先着順)

◆参加費

無 料

◆日程及び内容

8:30	9:00	9:10	9:40	10:10	10:20	11:50	12:00
開場 受付	開会	基調報告	実践報告	休憩	総括講演	閉会	

(1) 基調報告

地域福祉時代を迎えた島根県内の社会福祉法人の取り組み～(仮題)

島根県社会福祉協議会 地域福祉部

(2) 実践報告

CSR・社会貢献活動最前線 ～企業の実践～(仮題)

サンテラス株式会社

取締役店長 南 寿美夫 氏

今津地区での「らくらくショッピング」をはじめ、「まごころ弁当」事業、さらには、個人で農業を行っている高齢者との循環型の野菜仕入れ・販売等、企業活動上の強みを活かした社会貢献活動や CSR の実践を、その展開背景や実践概要、課題、今後の展望等を交えて「実践報告」いただきます。

(3) 総括講演

地域福祉時代を迎えた社会福祉法人・企業の役割(仮題)

日本社会事業大学 大学院 特任教授 大橋 謙策 氏

◆申込方法

12月11日(水)までに、別紙の申込書、又は申込書同様の内容を下記宛ご連絡ください。

◆問い合わせ／申込み先

隠岐の島町社会福祉協議会 総務福祉課 地域福祉係 担当:松浦／松林

〒685-0027 隠岐の島町原田 396 番地(隠岐の島町社会福祉センター 内)

TEL 2-0685 FAX 2-4517 MAIL:info@oki-fukushi.net

【会場案内図】

※ お車でお越しの方は、「中条町民体育館」入り口より、「(株)隠岐酒造」側 約10mの町道へ進入していただき、すぐ左手の「緑地帯」へ駐車してください。



基調報告

地域福祉時代を迎えた島根県内の社会福祉法人の取り組み

島根県社会福祉協議会 地域福祉部 地域福祉係 岩田 博文 氏

島根県社会福祉協議会地域福祉部地域福祉係の岩田と申します。

まず、今回の「テーマ」についてですが、私も島根県社会福祉協議会としまして、今後の「地域福祉」を進めていく上で非常に重要なテーマに基づいた企画だととらえております。

従いまして、社会福祉法人の取り組みだけではなく、ご来場の皆さまが、今後様々な取り組みを展開されるにあたって、共通して参考になるような事例や考え方についてお話をさせていただきます。



▲ 島根県社会福祉協議会 岩田 氏

はじめに、「社会福祉法人」という法人の性格について、ご紹介させていただきたいと思えます。「社会福祉法人」とは、社会福祉法に定める「社会福祉事業を行う法人」を指します。

福祉施設を経営する社会福祉法人の数は16,000件を超え、島根県内でも約250件の社会福祉法人が様々な事業を展開しており、隠岐も8件存在しています。



そして、小規模の社会福祉法人が非常に多いのが島根県の特徴でもあります。いわゆる、1法人1施設の経営が多いということになります。

規模にかかわらず全国の社会福祉法人では、本日のテーマのとおり、「地域福祉」に視点をおいた「地域貢献活動」を目指していこうというのが、全国的な動きとして拡大しはじめています。

拡大する社会福祉法人の「地域貢献・社会貢献」活動

その背景を考察しますと、主に次の3点が考えられます。

1点目は『税制優遇による内部留保の拡大、社会的使命の欠如、施設管理中心の運営実態』など、存在意義を問うような、いわゆる外部からの少し厳しい見方が拡大している点です。

2点目は『多様な主体(社会福祉法人だけでなく、有限会社、株式会社、NPO 法人といった多様な経営主体の参画)による経営競争』が今まさに全国で繰り返されています。そういった中で、社会福祉法人自らが存在意義を示す必要があるという、いわゆる内部からの見方です。

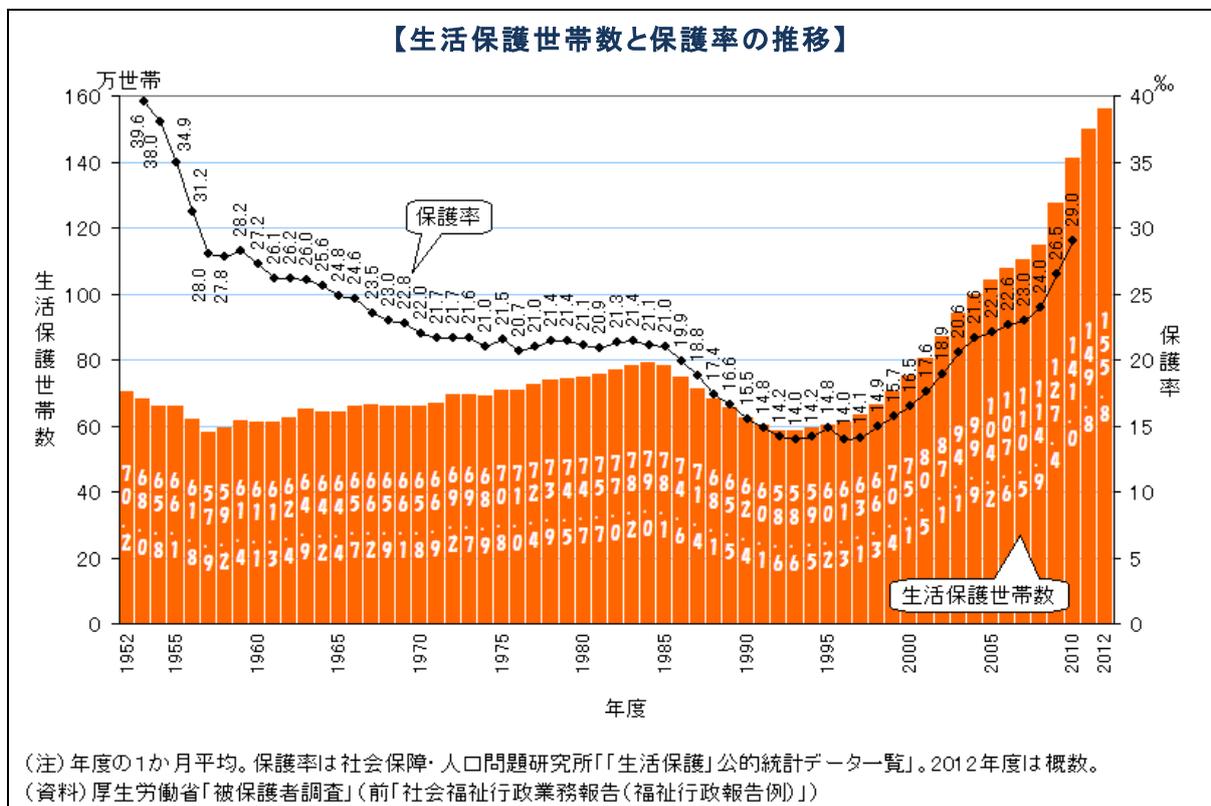
3点目は『生活困窮という言葉が最近よくでてきますが、社会的孤立や経済的困窮、それから制度の狭間のニーズの広がりなど、既存のサービスでは解決に至らないような生活・福祉課題に対して、社会福祉法人の社会的役割への期待が非常に寄せられている』ということだと思っています。

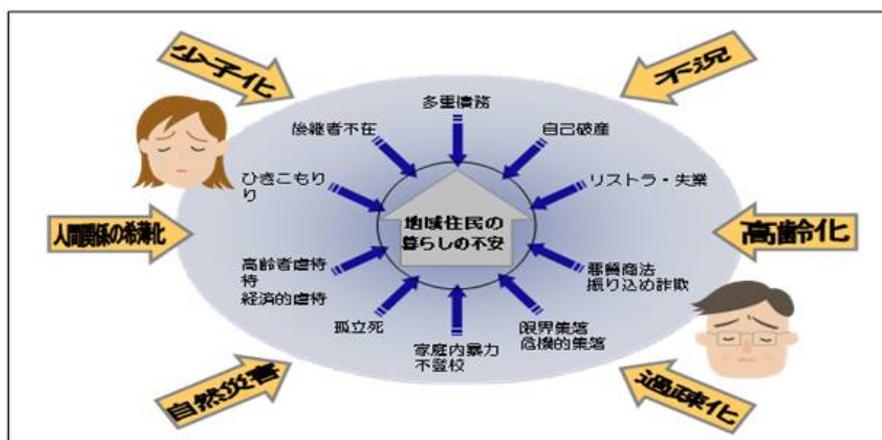
一方、国のほうに目を向けてみますと、「生活困窮者自立支援法」という法律が、平成 25 年 12 月に、第 185 回秋の「通常国会」で可決・成立をしました。

これは、簡単に申しますと「生活保護」受給に至る前に自立の促進を図ることを明確化した法律です。具体的には、『社会福祉協議会や行政、社会福祉法人、民生児童委員など、「暮らしの相談役」の立場にある主体が連携し、一人ひとりのニーズをきちんと受け止めて対応していきましょう』といった内容です。

平成 27 年から、福祉事務所を置く自治体では、必ずこの法律に関連する事業に取り組まなければならないようになります。このような国の動向も背景にはあると考えられます。

次に、地域社会の変容から考察してみます。





今、住民一人ひとりの暮らしを取り巻く状況は、少子化や高齢化が進む地域社会のみならず、人間関係の希薄化、不況、過疎化、自然災害、文化の衰退など、様々なことが暮らしの不安につながっています。

また、限界的集落が増えており、全国では約 10,000 ヶ所といわれていますが、島根県内では、平成 16 年に 401 ヶ所が平成 21 年には 539 ヶ所と、年々増加しています。

それから、県内の児童の虐待相談件数を見ても、過去 7 年間連続して 250 件を超えています。

さらに、新聞、テレビ等のメディアでもたびたび報道されていますが、「生活保護世帯」の増加です。県内でも生活保護申請件数が増加しており、平成 17 年は月平均 48 件に対し、平成 23 年には月平均 92 件になっております。非常に急速な伸びを示しているというのが、この「生活保護」の状況です。

こうした背景からも、社会福祉法人は様々なかたちで、社会福祉法人たる使命を地域や住民に対して果たしていくことが求められているわけです。

社会福祉法人における「地域貢献・社会貢献」活動展開の視点

こうした取り組みを実際に実践していく上で重要な視点を、3 点ほどあげてみました。

1 つ目は、『地域社会の変化に伴う生活・福祉課題にしっかり向き合うということ』です。

社会福祉法人は社会福祉事業を担うだけでなく、地域における様々なニーズに幅広く対応し、制度の狭間も含めて柔軟な支援を行うことも本来の役割であるといわれています。そういった役割を認識した上で、配食サービスや移送のサービスといった事業ありきではなく、地域の課題をきちんと把握し、どのようなことが必要かを考え、「地域貢献」の一環として取り組むというのが大事な視点の一つと考えています。

2 つ目は、『組織や施設の強み、資源(ヒト・モノ・ノウハウ)といったものを活かしていく』ことです。既存事業の延長線上での展開やこれまで培ってきた専門性、資源をいかに活かせるかがポイントになります。従って、今の組織あるいは施設でどういったものが強みなのか、資源なのか、今一度整理をしていくことが大事だと思っています。

3 つ目ですが、社協をはじめ行政や企業、福祉団体、また民生児童委員やボランティア、地域住民等と連携し、お互いの長所も活かしながら取り組んでいくという意味で、『連携・協働体制による取り組み』です。

先ほどもお話ししましたとおり、隠岐だけではなく島根県内全体にいえることだと思いますが、小規模法人が多いということは、なかなか一つの法人で何かやろうとなると限界があると思います。当然、通常の業務以外のところで、そういった地域への取り組みをする場合には時間や

人の問題が生じてくるわけですから、そのスケールメリットを活かしながら取り組んでいくことも大事な視点だと思います。

社会福祉法人における「地域貢献・社会貢献」活動展開の具体的指針

では次に、その展開に向けての具体的ポイントについて触れてみます。

先ほど、島根県内には社会福祉法人が250ヶ所ほどであると申し上げましたが、実はまだまだ地域貢献の取り組みについては、島根県社会福祉協議会でも十分に把握しきれていない面がありますので、全国的な事例の中で、こういったポイントがあるということを5点に整理してお話しさせていただきます。

社会福祉法人における「地域貢献・社会貢献」活動 5つの具体的展開指針

- ① 地域ニーズの把握
- ② 訪問支援の強化
- ③ 施設間の連携
- ④ 社会福祉協議会との連携
- ⑤ 人材育成

1つ目は、『地域ニーズをしっかりと把握をした上で取り組むべきテーマを発見していく』ということです。

先ほども少しご説明をさせていただきましたが、社会福祉法人であれば、施設の利用者のニーズをトータルにとらえることが重要ですし、ご本人だけではなく、その家族の方も含めてニーズを考えるということも大切です。そこで、福祉施設の機能を活用して地域に相談窓口を開設するといった手法が考えられます。

例えば、地域巡回型でその地域の空き屋や空き店舗を拠点に、職員が交代で詰め、相談窓口とする。これは全国的に広く実践されている地域ニーズをキャッチする手法です。

2つ目、『アウトリーチ(訪問支援)の機能を強化』していくことです。

単にその施設の中でのサービスだけではなく、地域に積極的に出向いていくような取り組みも、ニーズを早期にキャッチするという意味で、大変重要なことだと考えています。

3つ目は、『法人間や施設間での連携・協働体制も視野に入れる』ことです。

先日、山陰中央新報の記事に入所者の避難体制の構築のために施設が連携・協働して取り組んでいるという事例が載っていました。社会福祉施設というのは、火事でもそうですが、『平成25年夏島根県西部大雨災害』のような大きな災害が起こると地域の避難施設の拠点になる可能性が非常に高いです。その際、地域の中で近隣施設などと連携・協働の体制をつくっておくことによって、近隣住民の「安心、安全な拠点」ともなり得るわけです。

こうした取り組みを具体的に進めている社会福祉法人や施設はまだまだ少ないのが現状ですが、私どもとしましては、おそらく将来的に「地域防災」拠点の中核になっていくのではないかと考えております。

4つ目は、やはり『隠岐の島町社会福祉協議会と上手く連携を図っていく』ということですが、

社会福祉協議会というのは、地域福祉を推進していく主たる担い手であるということで、法的(社会福祉法)にも規定された明確な使命があります。従って、社会福祉施設等でこういった取り組みを実施していくには、やはり社会福祉協議会と手を組み、連携をしながら取り組んでいくということが非常に大事ではないかと思えます。

その中で、地域住民ができること、社会福祉協議会ができること、施設同士が連携をしてできることが必ずあるはずです。

具体例をあげますと、「災害支援」といった切り口は、地域の方々にとっても非常に分かりやすく効果的だと思われま

す。『平成 25 年夏島根県西部大雨災害』が発生した際も、日頃から地域の要援護者支援を地域住民、社会福祉協議会、福祉施設などが一緒になって考えていくという取り組みが事前であれば、さらに迅速な対応にもつなげることができたのではないかと関係者の皆さまは口々におっしゃっておられました。こうした当事者の声は私たちも教訓にしていかなければならないはず

です。最後に5つ目ですが、『地域支援や地域貢献に着目した人材育成』を考えていくことです。新しい人を雇うというのではなく、もちろんそれはそれで大事なのですが、今いる職員を、そういった視点で育成していくということも大事なポイントと考えます。

これを踏まえ、島根県社会福祉協議会では過去5年間、「コミュニティーソーシャルワーク実践者養成研修会」を行ってきました。今県内で約 300 名の修了者がいらっ

しゃいます。元々社協の職員を中心に地域のマネジメント能力を高めようということでこのような研修を実施してきましたが、近年では、社会福祉法人の『社会貢献・地域貢献活動』を積極的に取り組んでいく上でのリーダー育成として、この研修を受講する福祉施設等の職員が非常に増えています。

今年も約 30 名の受講者の中で約半数が福祉施設からのご参加であり、これは今後も継続的に実施していこうと考えています。こういった研修に参加をして勉強をしていくことも方法のひとつです。

施設機能の地域での活用例

では次に、全国様々なところで実践されている「施設機能の地域での活用例」ということで少し紹介をさせていただきます。

1つ目は、『施設の専門的機能(相談事業、見守り事業)』の活用、そして、2つ目は『調理機能の提供』ということです。

例えば後者では、施設の厨房を活用して、いわゆる利用者以外への食事サービスを行うということ、あるいは活動スペースの提供ということで、ボランティアの活動拠点や災害時の食事を提供するような「施設開放(機能の提供)」が考えられます。

3つ目は『教育実習や総合学習の受け入れ』、あるいは『研修プログラム、研修講師の提供』といったことです。各施設の中で地域の小・中学生のボランティアやホームヘルパーの養成講座の受け入れ、施設から講師を出す等といった動きも全国的に多いようです。

4つ目は『就労支援』です。特に、これから社会に出て仕事をしていく方々に対する教育訓練の場として施設がその機能を担っていくという例もあります。

また、県内において県老協の新しい取り組みですが、「高齢者施設等を利用した生活支援モデル事業」をスタートさせました。こうしたモデル事業を活用しながら、今後の地域貢献、特に生活支援に視点を置いた取り組みを展開していこうと今、呼びかけをしているところです。

この事業では、4つのメニューを示しております、1つ目は『住民への広報や相談活動』が

あります。具体的には、自治体などへの出前講座、施設内での介護教室などが提案されています。

それから2つ目、「交通手段の確保」。施設の送迎車を活用したお出かけ支援サービスの実施ということです。

3つ目は「食の確保」です。施設の食堂を解放した食事サービスと、朝・昼・夕の食事サービスの提供という取り組みです。

4つ目が、「住居見守り・安否確認」ということです。ボランティアサロンの開催や一時的な宿泊サービスの実施といったことなどが提案されています。

今この取り組みの実施に向けて、県内の主に特別養護老人ホームが中心になって、実施・検討が進められています。

私自身もその検討会に何度か出席したことがあるのですが、最も多いのは、「今までずっと特別養護老人ホームという施設の中でサービスを提供してきたのに、いきなり地域に出て様々な活動をする、住民の方からはちょっと違和感がある」という意見でした。

「なぜ特別養護老人ホームがそのような活動をしているのですか？」と言われることもよくあると伺います。

そうした意見を払拭する上でも、やはり実施する前に地域住民に対して、「組織や社会福祉法人としての使命や考えのもと、こういった取り組みを地域の中で取り組んでいくんですよ」と丁寧な説明、広報をする等のアクションが、まず必要ということです。

全国の先進事例

【埼玉県事例】

1つ目は、生活保護世帯の子どもを施設に受け入れて「学習支援」をするといった教育支援を埼玉県老施協、それから埼玉県、埼玉県社協も関わって実践されている取り組みになります。

場所を施設が提供し、そこに生活保護を受けている世帯の子どもが来て、学生ボランティアを活用しながら学習をサポートするという仕組みです。

特徴的なのが「支援体制」です。学生ボランティアだけではなく、教員のOBの方々も加わって、いわゆるマンツーマンで学習をサポートすることになっています。

もう1つ特徴的だと思われるのが、学校の勉強をする場だけにかぎっていないということです。施設の利用者と、そこに通っている子どもたちが交流を図る取り組みや、その子供たちも一緒になってボランティア活動を行うといった場も、あわせてマネジメントしています。これにより、学



▲ 一軒一軒自宅を訪問して学習教室への参加を呼びかける支援員。家庭訪問することで、暮らしぶりを把握することにもつながっている。

習意欲や学力の向上を図るだけでなく、社会性の育成にもつなげようという実践を、施設の有する機能の中で身につけていくといった取り組みであるといえます。

生活保護世帯の、いわゆる「貧困の連鎖」という状況を防ぐという意味でも、子どもたちに社会性を身に付けていただくというのは非常に重要な視点であり、取り組みといえます。

【三重県の事例】

2つ目が、三重県の青山里会という社会福祉法人の取り組みです。

先ほど少しお話ししましたが、この社会福祉法人は、実際に地域の空き店舗等を拠点として整備し、暮らしの総合的な相談窓口を設置しています。

当初、地域住民の集いの場として活用しようという取り組みからスタートしましたが、暮らしにかかわる困りごとが次々と顕現化し、ついには「相談窓口」としての機能が付加されたというわけです。



そして、相談窓口だけにおさまらず、顕現化した暮らしの困りごとを解決していくため、「ライフサポート三重西」という組織を立ち上げて、地域住民主体による安価な日常生活支援サービス(ゴミ出し・買い物支援・家の電球交換等)を展開されています。

その他にも、ご紹介したい事例はいくつもございますし、先程の事例をもう少し詳しく知りたいということがございましたら、お気軽にご連絡をいただければと思います。

それでは時間になりましたので、以上で私の基調報告を終わります。

実践報告

CSR・社会貢献活動最前線 ～企業の実践～

サンテラス株式会社 取締役店長 南 寿美夫 氏

サンテラス株式会社 取締役店長 南寿美夫と申します。

実践報告ということで、私からは、益々高齢化が進んでいる隠岐の島町の人口動態を踏まえ、サンテラスとしても、高齢者の方々にも利用しやすい環境づくりに取り組んでいくことが使命と考えておりますことから、店舗内外で進めつつあります様々な取り組みをご報告させていただきます。

導入としまして、サンテラスでの実践にあたって基調としている『5つの条件』からご紹介させていただきます。

1つ目が「栄養」、そして2つ目が「運動」、3つ目が「人との交流・コミュニケーション」、4つ目が「前向きな思考」、5つ目が「新しい概念の受容性」です。

以上を基に、「買い物支援」という観点で実践しております3つの事例を中心にご報告させていただきます。

1つ目が「電話での受注宅配サービス」、2つ目が、今津地区で開いております「らくらくショッピング」という出張店舗、3つ目が、店舗内で買い物をされた65歳以上の方への「無料配達サービス」です。



▲ サンテラス株式会社 南 店長

実践事例①：「電話での受注宅配サービス」

1つ目の「電話での受注・宅配サービス」ですが、これを考案したきっかけになったのは、職員内で出された『各地域で個人商店が軒並み減ってきている』という問題提起からでした。

サンテラスとしても、高齢者の方々にも利用しやすい環境づくりに取り組みはじめた頃でしたので、こうした「地域課題」に対応していくという使命感から、職員間でアイデアを出し合いながら話し合った結果、実施することにしました。

具体的には、専用カタログをつくることからはじめ、そして、そのカタログを町内全戸に配布し、電話番号も宅配サービスの専用ダイヤルを設けました。

はじめて4年程経ちますが、これまでの経験の蓄積から、14時くらいまでにお電話をいただけましたら、当日17～19時の間までには配達ができるようになりました。

現在、1ヶ月で70件強程ご利用いただいておりますが、常連のお客さまがほとんどで、且つ、いつも同じ品をご注文いただいておりますことから、「何々が欲しい」とおっしゃられ

れば、この方だったら「これだな！」というのが従業員も理解できるようになり、スムーズに対応ができるようになっております。

そして何よりうれしく感じるのが、従業員がこうしたお客様と直接的なふれあいを通じて、自然にコミュニケーション力が向上しているというのを実感できるようになってきたことです。

具体的には、従業員の方から、高齢者や障がいのある方にも配慮した商品陳列の探求心が芽生えたり、研修意欲の増大、ご来店くださる全てのお客様に対し、「あっ！このお客様は何か困っておられることがあるんじゃないかなあ！？」という気付きが素早くなり、即お声がけをさせていただくといった接し方につながっています。

実践事例②：今津地区「らくらくショッピング」



そして2つ目の、今津地区で開いております出張店舗「らくらくショッピング」についてですが、これは、現在全町的な水平展開を図るというよりも、地域からの要望で試行的に行っているといった取り組みです。

経緯から申し上げますと、2年ほど前、今津地区の老人クラブ「長生会」の会長さんと役員さんがサンテラスにいらっしゃったことからはじまります。

お話を伺いますと、「今津地区でも商店がなくなり、買い物に行こうにも今津地区は路線バスが走っていない。以前は移動販売もあったが、体調を崩され、それもなくなってしまった。区内には買い物に困っているお年寄りがたくさんいる。」とのことでした。

この相談を受け、サンテラス社内で話し合いを重ねました。そして、『移動販売をしようか』、あるいは『電話で受注しての「宅配サービス」を提案してはどうか』、『買い物バスというのを運行して送迎してはどうか』など、様々な案がだされました。

しかし、『送迎や移動販売の場合、専用車両を配備しなければならず、コスト面や素早い対応ができずしんどい』や『運行途中での事故対応はどうするか』といった、具体的に煮詰めるまでの段階でクリアしなければならない課題も多くあげられました。

その結果、商品一つずつのカードを作成し、集会所に向いて即席のボードを設置。そのボードに商品カードを1枚ずつ掲げ、実際に買い物かごに商品カードを入れ、即席レジで精算をしていただく。その商品の受け取りは、翌日集会所へお持ちするという、いわゆる「買い物ごっこ」のような形態とすることに行き着きました。

その結果、商品一つずつのカードを作成し、集会所に向いて即席のボードを設置。そのボードに商品カードを1枚ずつ掲げ、実際に買い物かごに商品カードを入れ、即席レジで精算をしていただく。その商品の受け取りは、翌日集会所へお持ちするという、いわゆる「買い物ごっこ」のような形態とすることに行き着きました。

この「らくらくショッピング」は、毎週水曜日の10時半～12時の間で開催していますが、現状で3つの課題がでてきております。

1つ目は、集会所まで集まっていただく必要があること、2つ目は、次の日にもう一度

集会所まで買われた品物を受け取りにきていただかなければならないこと、3つ目は買い物した品物が大きくて重い品であった場合、足腰の弱い方はどうするか、もしかしたら、遠慮なく買い物ができないのではないか、といったことです。

こうした課題に対しては、現在のところ今津・長生会さんをご対応いただいておりますが、老人クラブという組織としての行動である以上、会員のみへの対応となっているようで、老人クラブ以外の高齢者の方もいらっしゃいますので、そうした方々へはサンテラスとしての対応の検討が必要かと考えております。



▲ 今津「らくらくショッピング」の様子

また、この活動の効果としまして今津・長生会さんに伺ったところ、「今の長生会の状況から、みんなが集まるということ自体が少ないので、らくらくショッピングのときにはみんなが集まって、そこで色々な話ができて、相互の近況確認もできて大変喜ばれている。」という言葉をいただいております。

いずれにしても、「地域の中で買い物に困っている全ての方に平等に対応」していくための工夫と研究が、もう少し必要と感じております。

実践事例③：店内で買い物された65歳以上の方への「無料配達」

次に、店内で買い物された65歳以上の方への「無料配達」についてですが、サンテラスは立地的に隠岐病院のすぐ近くですので、高齢者の方々が週1回、あるいは2週間に1回通院されて、帰りに買い物をして帰るケースが多くあります。こうした方々の負担軽減ができないかということではじめました。

しかし、当然ながら効率的な展開ということも考慮しなくてはなりませんので、後に詳しく触れます「まごころ弁当」等とあわせての配達になるため、どうしても配達を夕方付近にせざるを得ません。

そうなるやはり、生鮮食品だけは品質管理上対応できかねますが、それ以外の大型商品、重たいもの、ドライ商品は配達をさせていただいております。

高齢者への配食サービス「まごころ弁当」

先ほど触れました「まごころ弁当」ですが、これは、高齢者への「お弁当配達」の呼称です。今全国展開しております「まごころ弁当」とサンテラスがフランチャイズ契約をして、役場の「配食サービス」に加盟をし、在宅高齢者のお弁当を昼・夕の1日2回、希望に応じて配達をさせてもらっております。



現在約 70 人の方と契約をさせていただいており、月約 1,200 食の配達をしております。メニューは全て日替わりで、昼と夕の両方を配達している方も違うメニューで提供させていただいておりますし、疾病や口腔機能の状態にも配慮した個別の対応もさせていただいております。

循環型の野菜仕入れ・販売で「地産地消」の促進を！

そして最後に、今後最も力を入れていきたいと考えておりますのが、『循環型の野菜の仕入れ・販売』です。

サンテラスでは、「ゴミの削減」というのを2年、3年程前から考えてきました。毎日のようにゴミがたくさんでますので、これを処理するには多額の経費も必要となりますし環境問題を考えても無視できない分野であるといえます。

そこで行き着いたのが、自社での「生ごみ処理機」の導入でした。

野菜のくずや魚のあら、残飯等を全て「生ごみ処理機」の中に投入すれば約1/10の量にすることができます。

しかし、毎日稼働させますと、約2週間で残渣(ごんさ)というものが溜まり、強烈な悪臭を放ちます。この処理にも苦勞することになったため、その残渣を何か有効利用できないかと県に調べてもらったところ、良質な肥料として十分に使えるという検査結果がでました。

私たちにとっては、思いもかけない副産物が生まれたわけです。

そこから、個別にお付き合いのある方々を通じて話を広げていき、今では地元の農家さん7, 8件に肥料を無償提供し、そのかわりとして野菜を入れていただいております。

こうして仕入れた野菜は、見た目の良い島外産よりも、いち早く品切れになるほど人気商品の一つになっています。

ややもすると、サンテラスのような規模のショッピングセンターは、少量の野菜では引き取ってくれないのではないかとイメージを持つ方も多いようですが、そんなことはありません。少ない量でも、お客様にとっては、“地元産”というラベルは、どのブランドにも劣ることはありませんので、数量にかかわらずお引き取りするようにしています。

そして何より、高齢者の方々も自身で消費するだけの野菜づくりよりも、生産者としてつくる野菜づくりとなれば、気持ちの持ち方も変わってくるのではないのでしょうか。私はこ

れが、生き甲斐や励みにつながるのではないかと考えます。

また、こうした循環型の仕入れ・販売という「地産地消」の取り組みは、今後組織的活動としての拡大を図っていきたいと考えております。

こうした取り組みも、スタートは単に「ゴミを減らそう！」ということ動きだしたところですが、現在では逆に「栄養満点な堆肥をつくろう！」というコンセプトに変化してきており、取引のある農家さんからヌカを提供していただいたり、同じく豆腐屋さんからおからを提供していただいたりして、堆肥づくりに役立てています。

以上が私たちの取り組みですが、本当に特別なことをしているわけではないことがお分かりいただけたのではないのでしょうか。町民の方々が元氣でご来店いただけることで、私たちは企業として、ショッピングセンターとして、生かされています。

従って、老若男女を問わず全ての町民の方々の健康を願ってやみません。それがサテラスの実践の大本です。

以上で、私からの実践報告を終えさせていただきます。ご静聴ありがとうございました。



▲ 「らくらくショッピング」を終え、集会所からの帰宅中にも話がはずむ今津地区住民

総括講演

地域福祉時代を迎えた社会福祉法人・企業の役割

日本社会事業大学 大学院 特任教授 大橋 謙策 氏

日本社会事業大学の大橋と申します。

本日のテーマである「社会福祉法人や企業の“力”」というのは、今の時世に非常になかったテーマであることを、ご来場の皆さまには、まずもってご理解いただきたいと思えます。

それは、全国の社会福祉施設を運営している社会福祉法人が、地域社会に対してどのような役割を果たすべきなのかということが、実は国のレベルでも大きな課題と認識されているからなのです。

このように認識した経緯から申し上げます、厚生労働省では 2008 年の3月に『地域における「新たな支え合い」を求めて』という報告書を公表しました。厚生労働省が『地域』や『支え合い』ということを取り上げたのは、実は 40 年ぶりなのです。



▲ 日本社会事業大学 大学院 大橋謙策 特任教授

厚生労働省：これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書 地域における「新たな支え合い」を求めて

「なぜ、2008 年にこの報告書を厚生労働省が出さざるをえなかったのか」ということでさらに掘り下げてみますと、今日的に国民が抱えている、至っている問題(人口減少社会への突入、少子高齢化、ライフスタイルの変化、価値観の多様化、セルフネグレクト ※等)に対しては、行政だけがいくら頑張っても解決できないということを、ようやく厚生労働省も自覚したのがこの年だからなのです。これは、その後の国の政策の大きな転換点になっております。

※【セルフネグレクト】

生活において当然行うべき行為を行わない、あるいは行う能力がないことから、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態におちいることをいう。

【具体例】

『お風呂に入らない』『掃除をしない』『病院に行かない』『適切な食事をとらない』『ゴミ屋敷』など

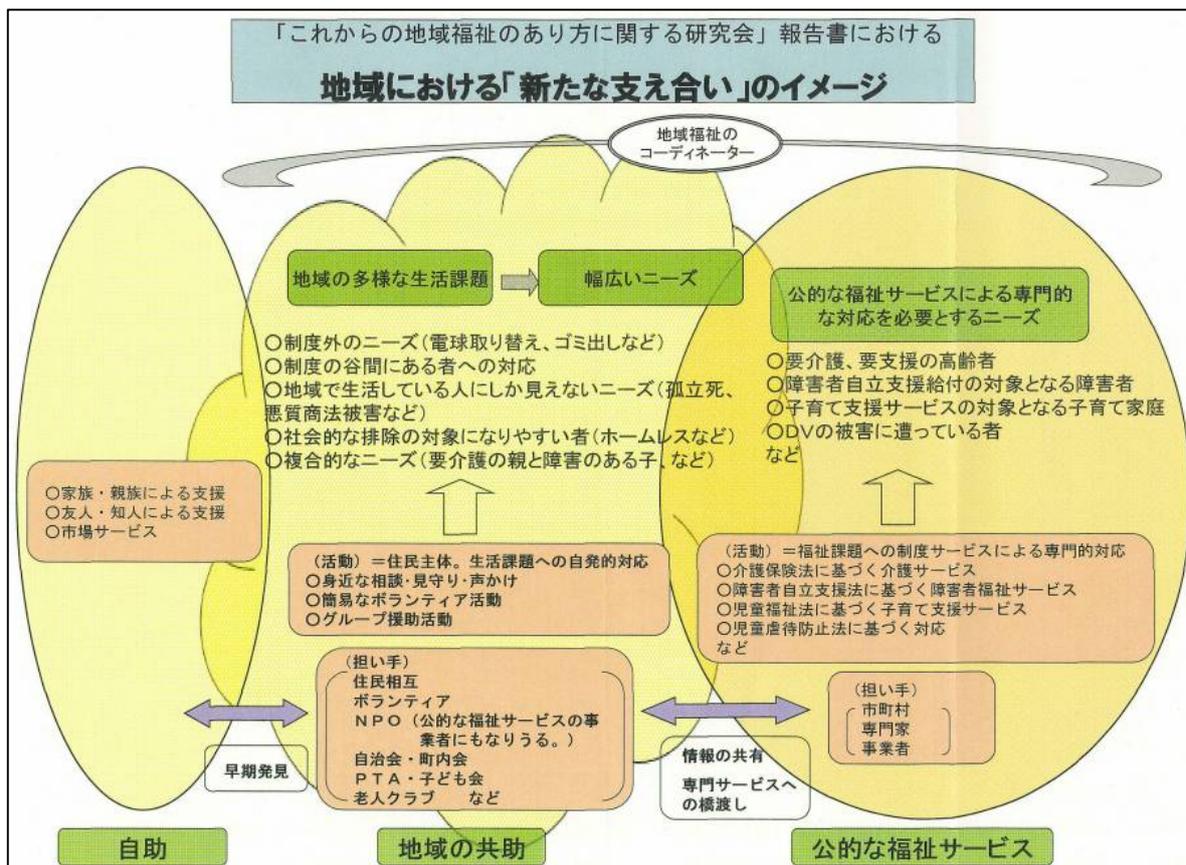
出典：厚生労働省 所管 平成 22 年度老人保健健康増進等事業
「セルフ・ネグレクトと孤立死に関する実態把握と
地域支援のあり方に関する調査研究報告書

つまり、隠岐の島町でいえば、隠岐の島町長以下職員がいくら頑張っても、多様化する暮らしの問題を解決していくためには、自ずと限界が生じるというのが、現代の画一化された行政システムなのです。住民のみなさんと一緒に解決に向けた取り組みを行っていくしか対応する術がないということです。

しかし、住民が考えていることと、行政がやろうとしていることが一致しなければ、上手くいかないということが一つ大きな問題になるわけです。

ここで皆さまに伺います。『隠岐の島町地域福祉計画』を読まれた方いらっしゃいますか？

この『地域福祉計画』というのは、行政がつくった計画ではあるのですが、実は法律上『住民参加で策定すること』となっているのです。『その市町村ごと』にこれからの社会福祉の在り方を考えていくという意味で、『住民参加』が法的にも明記されているわけですが、実態は、老人クラブ関係者や障がい者団体関係者、学校の PTA 会長など、それなりの立場の方々形式上参画しているというのが大多数となっているようです。



▲ 「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書における『地域における「新たな支え合い」』のイメージ



▲ 山形県「鶴岡市地域福祉計画」策定にかかわる『住民座談会』の様子

そんな中で、山形県鶴岡市（人口約 100,000 人）では、『地域福祉計画』をつくるために、「住民座談会」を市内 133 カ所の地域で開催するというをやったのけ、これに対し、約 2,100 名の市民が参加してくれました。

その方々全員に「どういう問題を今皆さん抱えていますか？」というアンケートを無記名回答していただいたところ、なんと、延べ 5,300 枚の回答が集まったのです。

市長以下職員で、その回答を一枚一枚確認したとき、口々に「自分たちは住民が抱えている問題を理解しているつもりでいたけれど、

市民を取り巻く暮らしの問題というのは、こんなにもたくさんで、且つ多様なのか..」と驚愕されたというエピソードもあります。

ややもすればアンケート調査というのは、アンケートを取る側が「私たちはこのように考えるが、これについてあなたはどうか？」という、住民の皆さんが考えていることを引き出すのではなく、自分たちが聞きたいことについて、ただ聞いているだけになりがちなのです。

だから、住民と心がつながらず、不遜なやり方だとか思われたいわけです。それでは住民の意見を行政計画に反映することなど到底できないということで、鶴岡市では、徹底して「住民座談会をやろう！」ということに至ったわけです。

実はこうした事例以前に、同様の手法を実践したのが岩手県遠野市(人口約 30,000 人)です。こちらは「住民座談会」を市内 68ヶ所の地域で実施しました。

一番驚かされることは、1月3日の午後にも「住民座談会」を行ったということなのですが、理由を伺いますと、「遠野市でも正月には出郷者が多く帰省されます。そうした方々は普段、電話で親たちとやり取りはしているけれども、その生活実態などとても分かっていないようなのです。だからご子息が正月に帰省したときをねらって、郷土に残された親たちがどういう生活をしているのか説明し、認知してもらわないかぎり、住民の本当の困りごとなど理解し合えないのです。」ということでした。

厚生労働省では、こうした各地での動きや成果をかんがみ、「これからの行政計画では、住民の方々が考えている、願っていることは何なのかをしっかりと受け止め、丁寧にすり合わせながら反映していくことが重要である。そうでなければ、益々少子高齢化・人口減少が加速する状況下では立ち行かなくなる！」という結論に行き着いた。これが 2008 年なのです。

この 2008 年の報告書には、「新しい福祉」、「住民と行政の協働」、「地域の新たな支え合い」という3つのキーワードがあります。

「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書

— 3つのキーワード —

- ① 新しい福祉
- ② 住民と行政の協働
- ③ 地域の新たな支え合い

住民と NPO 法人、行政の“協働”のあり方 (徳島県美馬市)

とりわけ2つ目のキーワードである「住民と行政の協働」は、今の時世に非常に強く求められています。例えば、人口が 800 人弱の徳島県美馬市木屋平では、新たに NPO 法人を立ち上げ、『ベッドサイドから診察室まで、スーパーから冷蔵庫まで!』を合い言葉に移動サービスをはじめました。

この背景には、バス停まで歩けないほど足腰が弱った高齢者が多くなってきていることに着目し、「玄関までバスを乗り付けるようなサービスをしていてもニーズを満たすことはできない！」という結論に行き着いたことにはじまり、家のベッドから起こしてバスに乗せ、診察室と一緒に行くといったサービスを展開するようになったのです。

そうしたご本人さんは、医者から診察されたこと自体忘れてしまうケースが多いため、立ち会って薬の飲み方などを含めて対応するわけです。

そして、帰りはスーパーに寄って買い物にもお付き合いします。この後もポイントですが、こうした方には、荷物を玄関において「ハイさようなら」では駄目なのです。冷蔵庫に入れなくて腐らせたりすることも予測できるわけですから、ご本人さんと一緒に、あるいは、ご本人さん自身の手で冷蔵庫に入れるまで見届けるようにしています。

単なる『移動サービス』でなく、それほど丁寧に対応しなければ住民の生活が成り立たないところまでできてしまっているのです。そして、こうした支援を世帯単位に全て押しつけてしまっているのでは、今の時世は成り立たないわけです。



▲ 過疎地域で交通手段を持たない高齢者を支えるため、同じ地域に住む住民が運転手を務めるデマンド(予約)タクシーを運営する NPO 法人「こやだいら」

ここで特徴的なのが、こうした活動を NPO 法人が実施するよう行政がマネジメントした点です。NPO 法人ですから当然、会員総会を開催するわけですが、これを様々なアイデアを抽出する場、住民と行政が協働していく場として活用しているわけです。

これにより、住民、サービス提供者である NPO 法人、行政が共通認識を持つことができ、それぞれの立場に関連した様々な活動が一本の線上で展開されていくわけです。これがまさに“現代における協働のあり方”だといえるわけです。

『新しい福祉』のとらえ方

1つ目の「新しい福祉」というキーワードにさかのぼりますが、おそらく皆さんの持たれている“社会福祉のイメージ”は、経済的貧困者ですとか障がい者、あるいは要介護高齢者のことを、真っ先に思い浮かべるかもしれません。

しかし、「新しい福祉」の捉え方はそれだけではありません。

実は、平成 25 年秋の通常国会において「生活困窮者自立支援法」という法律が可決・成立されたわけですが、この法律では、「生活のしづらさ、生活の不便さを抱える者・世帯」という条文があります。

今の時代、この『生活のしづらさ、生活の不便さを抱える世帯』というのは、離島という条件不利な中で暮らす隠岐島民全てが該当するといっても過言ではないほど、定義としては拡大解釈することができるわけです。

例えば、先ほどの実践報告でも『買い物支援』という言葉が出てまいりました。

全国各地でこうした暮らしの課題が表出ってきており、様々な支援策が展開されているわけですが、誰しもが本当は「自分の目で確かめながら、できれば選択して買いたい！」という思いがあるはずですが、それがなかなかできなくなっているため、移動販売車の運行などの手段を講ずるわけですが、「いつも同じ商品しか積んでないので、ずっと続くと嫌になる..」という課題が各地で起きています。だから時折、バスを走らせて「スーパーにお連れします」といった手法も交えながらサービス展開していくわけです。

これに関連した事業を企業や NPO 法人、生協、商工会などが担う地域はまだマシな方ですが、全国には、社会福祉協議会自らが事業化して行わなければならない地域もあるほど、『買い物』が生活課題の一部として定着してしまっているのです。

また、皆さまの地域の金融機関はどうなっているのでしょうか？

四国の山間部を例にあげますと、町場の中心に郵便局が1ヶ所だけ残されているという地域もあります。

そうした地域の山間に暮らす高齢者の生活は、1日に2、3本しかないバスで町場まで出てきて、様々な用事を一度にこなし、万が一のために郵便局でまとまったお金を下ろして自宅で保管するといったスタイルとなってしまうわけです。

これを一番知っているのは、実は窃盗犯なのです。泥棒の方が住民のニーズキャッチをしていますし、観察しているわけです。こうした事例は、実は全国さまざまな過疎地で起こっております。



▲ 四国の山間の集落

もう一つが、ゴミの分別についてです。徳島県上勝町(人口約 1,800 人)は、なんと 32 分別あり、長野県茅野市(人口約 22,000 人)は 16 分別あります。

若い世代でも 16 分別や 32 分別を正確に行うのは困難なのが実態です。その対策として、行政委託で NPO 法人がゴミの収集・分別を支援するサービスを展開している自治体もあります。このように、間にワンクッション入れないと市民生活が成り立たない状況も起こっています。

私の知人である精神障がいの方も、こうした複雑な分別に対応することができず、近所の奥さん方に怒られ、パニックになり、私たちが気付いたときにはアパートの部屋中がゴミ袋の山になっていたという状況がありました。

地域で暮らしていくためには、ゴミの分別ひとつにしても上手にできないと、他者との関係性を悪化させてしまう要因となるわけです。ですから、福祉というと、貧困の世帯ですとか、障がいのある方、要介護高齢者などというイメージに行き着くわけです。

しかし、昨今では、子育て世帯をはじめ、大なり小なり広く国民誰しもが『生活のしづらさや生活の困難さ』を抱えている時世となっているのです。

これを 2008 年の報告書の中では、「新しい福祉」として国民全てが対象者となりうると定義づけたわけです。

そして近年では、『社会的孤立』や『閉じこもり』といった問題もメディアを賑わせておりますが、これも「新しい福祉」のひとつとして考えられます。

隠岐の島町にも、こうした方々は相当いらっしゃると思われませんが、秋田県藤里町(人口約 3,600 人)では、なんと 113 人の「閉じこもり」の方々がいらっしゃる事が分かったのです。

こうした実態を把握するため、藤里町社会福祉協議会では1戸1戸訪問調査を行ったわけですが、その際、あるお宅の方は、「うちの子供は年に1度映画を見に行くので閉じこもりではない！」とおっしゃったそうです。あと364日はどのように過ごしているか伺いたくなるのですが、親御さんにしてみれば、『閉じこもり』といわれることは、「悪いことをしているのではないか」、「恥ずかしいことなのではないか」という思いがあるため、どうしても防御本能・防衛本能が働いて『閉じこもり』を否定するわけです。

その後の調査において、そのご本人は「社会的な活動をはじめ野外に出掛けることさえ全くない」ことが分かったわけですが、それに対して、親御さんから何の支援もなされていない。し

かし、他者からいわれることには抵抗感が大きいわけです。



▲ 「閉じこもり」調査のため、全戸訪問を行った秋田県・藤里町社会福祉協議会

藤里町の場合、社会福祉協議会職員が何度も訪ね、長い年月をかけて信頼関係をつくることができたため、こうした『閉じこもり』の方々の社会参加に成功していったわけです。このように、1枚1枚薄皮を剥ぐようにして人間関係をつくっていかないかぎり、ご本人たちから「助けて！」はいわないわけです。

そうした丁寧な対応で『閉じこもり』の方々の社会参加意欲を再獲得できた藤里町では、社会福祉協議会の庁舎周辺に食堂がなかったことに着目し、そばを打つ訓練をして、そば

レストランをはじめました。これが非常に好評で、後に藤里町名産である舞茸も使って「舞茸キッシュ」というパイの製造もはじめました。今やこれが全国区となり、年間 1,000 万円を売り上げるまでに成長しています。

その他に、ご高齢の農家の手伝いもしており、『ひきこもり 町おこしに発つ(秋田魁新報社)』という本になりました。100 人の若者たちが貴重な労働力となって、3,600 人の過疎のまちを支えています。

もうひとつ問題をあげます。私たち研究者の間では『8050 問題』と呼んでいます。80 歳代のおばあさんと 50 歳代息子の同居世帯で、この 50 代の息子が『閉じこもり』であったり「精神、あるいは知的障がい」がある、そして、80 歳代のおばあさんは認知症を発症し、虐待に至ってしまうという問題です。

虐待という痛ましい事実だけではなく、こうした世帯の一家心中ということも、全国各地で起きています。

これらが、今日的な『新しい生活の問題』、『生活のしづらさ』ということなのです。こうしたことを一番よくご存じなのは誰でしょうか。実は行政は分かっています。そもそも行政とは、「問題を抱えている人が相談に来てはじめて介入する」という申請主義ですから、来た人は受け付けますが、行政から「何か問題ないですか？」と御用聞きをしてくれることはないのです。

こうした課題の早期発見にあたって、福祉専門職の中で最もアンテナとなりうる存在が、訪問介護員であると思われます。

台所やトイレなどの生活空間を見れば、何らかの生活課題が潜在化していることを把握できるはず。そして、その生活課題が何なのか明らかにするために、信頼関係をつくり、家庭内で話をし、ひとつずつ問題を把握していく、これを『生活場面面接』といい、社会福祉協議会の職員たちは、この鍛錬を積んでいくことが求められています。

また、現代の近隣関係(共助)は、実は『生活のしづらさや困難さ』を発見できるチャンネルが少なくなってきました。



これを再獲得するための取り組みも、社会福祉協議会には今、求められているわけですが、その最も大きな要因としては、産業構造の変化があげられます。

昔は農業中心で、1軒に様々な人の出入りがあり、これが近隣のお付き合いやふれあいにもなっていたわけです。しかし現代では、密集した集落でも競うように塀をつくり、これを心の境にもしているわけです。つまり、塀をつくるということは余程意識して人との交流をしないかぎり、人を寄せ付けなくなってしまうものなのです。

隠岐の島町内でも、およそ2年間で3人の孤独死が発生した集落があると伺いました。こうした事実は、『地域の支えあいが、事実上弱くなっている』という裏付けでもあります。

東京の目黒区(人口約 260,000 人)では、1週間に他人と話す機会が0回、もしくは1回という人が2%であるという結果がでました。これを受け、区役所の社会福祉担当課長は、同地域福祉審議会に「2%ですから問題ありません」と報告されたそうですが、この2%を実数にしてみると約 1,100 人なのです。これほどの数の方々が、1週間で「他人と話す機会」が0回、もしくは1回なのです。これを「問題ない」と認識したことも異常ですが、約 1,100 人存在していること自体も異常なことなのです。

このように、農村・都市を問わず、地域は崩壊している、あるいは崩壊しつつあるわけです。ですから、「新しい福祉」や「地域の新たな支え合い」というキーワードをもって、今一度“福祉”を考え直していただきたいというのが、2008年の『地域における「新たな支え合い」を求めて』という報告書による問題提起でもあったわけです。



問題が起きたとき、隠岐の島町内でもそうだと思いますが、真っ先に気付くのは、新聞や牛乳配達の方、電気検針の方々であったりするのではないのでしょうか。全国的にそうですが、水道・電気料金が滞納している情報をつかんでいる方々はあるのに、“福祉”につながないという実態があります。

以前、香川県丸亀市(人口 11 万人)で、市長以下、副市長、教育長、各部長方に集まっていたとき、『生活困窮者問題』について話し合いをしたことがあります。

“生活困窮”ですから健康福祉部長の管轄なのですが、生活環境部長に「ゴミの収集でトラブルは起こっていませんか？」と伺ったところ、やはりあるのです。そして「どのように対応・対策していますか？その方について、健康福祉部や民生児童委員さんに相談したことがありますか？」と続けて伺いました。そして、上下水道の水道料金が滞納になっている場合、「なぜ滞納しているのかを、健康福祉部や民生児童委員さん、自治会長さん方と話し合ったことがありますか？それが孤独死などという問題につながってしまうかもしれないということについて、ちゃんと考えてくれていますか？」とも伺いました。

答えは、「していない」ということだったのです。

さらに、建設課には「市営住宅の家賃が滞っている方いませんか？家の中がゴミ屋敷になっている方いらっしゃいませんか？」と話を展開していきましたが、答えは「いる」のに健康福祉部や福祉事務所にもつながっていなかったのです。

だからこそ私は、全国各地で『行政の福祉化』を提唱しているのです。かつてのように、『貧困家庭の問題＝福祉事務所』ではなく、今や、違うルートから生活困窮者を発見していかなければならないほどの社会的な問題なのです。

従って、既存の健康福祉部局だけで対応するのではなく、役所や地域全体が、“福祉”に関心を寄せて、自らの老後の問題でもあるとして考えていかなければならないのではないのでしょうか。

改めて求められる『社会福祉行政』や『社会福祉法人』の使命

そして、本日のテーマであります『社会福祉法人』や『企業』という存在は、それぞれの特徴や事業・活動を活かして、異変に気が付いたら、即社会福祉協議会に伝えてください。そうすれば、職員は何よりも優先して訪問対応しなければなりません。それで制度につなげることができなければ、役場が制度をつないでいかなければならないのです。

本来、このような役割は一貫して『社会福祉法人の使命』だったわけですが、『住民の生活のしづらさ』に着目して活動を行っている社会福祉法人は、残念ながら全国的にも少ないのが現状です。

しかし富山県では、高齢者デイサービスに障がい者デイサービス、障がい児保育に学童保育を同じ場所・スペースで実施しています。不都合など一切ないそうです。

つまり、高齢者は高齢者だけの、障がい者は障がい者だけのデイサービスというように、縦割りになる必要はないということを実証しているのです。

今や、こうした『横つながりのあり方』が一般化しつつあるわけですから、そろそろ隠岐の島町においても、縦割り行政で施設の数を増やすといった不合理な考え方から脱却しなければならぬはずで。そうすれば、社会福祉法人の社会貢献というのは、その有する機能の中で、さらに住民の抱えているニーズに柔軟に応えられる体制をつくることもできるのです。現に隠岐の島町の状況や規模から考えますと、『縦割りでなく横につながっていく』ことができるはずなのです。

私は数十年前、「仁万の里」を訪れたことがあります。そこで見たのは、農家の方が年齢的に耕せなくなった田畑を活用し、障がいのある利用者がその畑で農業に従事している姿でした。まさに『障農連携(障がい者・農業の連携)』の姿がありました。

当時こうしたあり方は全国的にも希でしたから、私は先進事例として全国で紹介してまわりました。とたんに全国的に広がっていったのです。

昔は、田植えや稲刈りに身内の労働力だけでは足りませんでしたから、地域で労働力を分け合いながら成り立たせていたのです。そう考えてみますと、当時の「仁万の里」の実践は画期的だったわけです。

昔の農業の営みの中には、実は精神や知的障がいのある方も、「ちょっと変わってるね」や「ちょっと作業が遅いよね」といわれながらも、村の中に溶け込んでいたわけです。ところが工業化社会の時代に突入し、ベルトコンベア式で効率の良い発想が主流になると、そうした労働力は全て排除されてしまったのです。そして、施設入所が当たり前の世の中にさせてしまったわけです。

しかし、当然ながらこれに反対する運動が年々強まり、ようやく今、『障がいのある方々の地域移行』が法的にも進むようになってきました。ですから、「仁万の里」の実践事例(障がい者

の就職＝内職授産ではなく、発想を変えれば様々なことができる)というのは、国を動かした大きな原動力のひとつといえるわけです。

また、鳥取県南部町の「特別養護老人ホームゆうらく」では、『一人ひとりの身体のサイズにあった車イスを！』という理念を掲げています。これは、入所者の方々皆が身体にあった車椅子を利用することにより、座位を保つことができるようになり、結果、嚥下能力が高まるということを経験から知っているからなのです。特別養護老人ホームの場合、車椅子は法人側が用意しなければならないわけですから、当然莫大な経費が必要となるわけです。

しかし、理事長いわく「近隣の農家の方 30 世帯ほどでグループを組織して、施設に必要な食材をつくってもらい、そうすると市場価格から仕入れるよりも年間 600 万円ほど安くできます。その 600 万円のうち 300 万円をかけ、一人ひとりにあった車イスを提供することができるのです。そして、残りの 300 万は地域貢献のための活動にも活用することができるのです。農家の方々にしてみれば、今まで個人消費していただけただけの食材を施設が買い取ってくれるわけですから、大変喜んで協力してくれますし、結果、我々施設も、地域も、利用者も得になっているのです。」ということでした。

こうした地産地消的な取り組みは、離島においても可能なはずですが。これにより地域が潤うことにもつながるのです。

『福祉でまちづくり』の実践事例

厚生労働省では、冒頭に述べました『地域における「新たな支え合い」を求めて(2008 年3月:これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書)』に関連し、全国で様々なモデル事業を展開しておりますが、これらを活用することも重要です。

隠岐の島町よりも小規模な自治体である香川県琴平町(人口 9,600 人)では、このモデル事業を活用し、ニンニクの産地であることから、市場に出せない、売れないニンニクを社会福祉協議会が安く買い取り、障がい者の方々が皮をむいてスライスし、精油業者に持ち込んでガーリックオイルにしてもらう取り組みをはじめましたが、これだけで終わらないのです。



▲ 障・農・工・福祉で育てた「ガーリック娘」
※香川県琴平町

そのガーリックオイルのラベルは、デザインから貼り付けまで高校生が行い、さらにそれを観光業者が売って、毎年 600 万円の収入を得ています。

農家にしてみれば、売れないニンニクを買い取ってもらえるため、大変喜ばれるわけですし、障がい者の方々の工賃は高くすることができる。そして、観光業者も新たなブランド商品が開発され、学校の福祉教育にもつながり、600 万円の収入を得ることもできるという、好循環をもたらすわけです。

こうした事例が農林水産省や財務省にも注目されるようになり、財務副大臣が視察するまでに至ったのです。

これまでの“福祉”は、全てにおいて公益的な性格とされてきたわけですから、行政による補助金に依存してきたわけです。しかし、これからの“福祉”は、手法によって社会経済を活発化させることもできる可能性を秘めているのです。

もうひとつ、千葉県鴨川市(人口約 37,000 人)における同様の事例をご紹介します。



▲ 鴨川で採れた「夏みかん」の皮でつくったマーマレードを生地に練り込んだスティッククッキー ※千葉県鴨川市

鴨川市は夏みかんの産地なのですが、年齢の都合、多くの生産者が採取できなくなってきたのです。こうした生活の変化に着目した社会福祉協議会のワーカー達がボランティアを募集し、障がい者の方々とともに採取するグループを組織化し、夏みかんの皮を『マーマレード』にして、果肉を『夏みかんポン酢』にして販売したわけです。そして、『夏みかんクッキー』をも製造するようになり、東京湾アクアラインのパーキングエリア限定で販売したわけです。これが大変好評をよんでおります。

これをマネジメントした社会福祉協議会のワーカーたちは、何度門前払いされても諦めず、

酒造会社やジャム工場、行政にかけあい、実現に至ったわけです。

これからの社会福祉にかかわる事業・活動のあり方は、単に行政からの補助金に期待するだけではなく、自ら財源を確保していく思考も重要となるのです。それには、制度上のサービスだけではなく、制度にない部分に対応するサービスも開発しながら、きめ細かいサービスを提供していくことがポイントであるということなのです。

そして、制度で対応できないことを制度のサービスと結びつけて、柔軟に対応することを考えるのが、これから社会福祉協議会に求められる役割であり、それを社会福祉法人が一緒になって応援していけば、真の意味で、隠岐の島町は『福祉でまちづくり=誰にとっても住みやすいまち』になるのではないかと私は思います。

そのためには、社会福祉法人の職員の皆さまも、『住民座談会』をはじめ様々な取り組みをもって地域に出向いていただき、社会福祉法人たる地域での存在意義を問い直していただければと考えます。

最後になりますが、隠岐の島町においても、企業や社会福祉法人、行政、社会福祉協議会が連携し、観光とは別に、全国から“社会福祉”の分野でも多くの人々が訪れるようなことを実践していただければと思いますし、同じ離島である沖縄県宮古島市の池間町も非常に参考になる取り組みを実践しておられますので、情報交換していただきながら、「離島でもこんなに住みやすいまちがつかれるんだ！」と全国に発信していただければと願ってやみません。

そのために私も、隠岐の島町の社会福祉協議会と社会福祉法人、あるいは企業の皆さま方にできうるかぎりのご協力をいたしますこととお約束し、講演を終わらせていただきます。

参加者の声

- 次回は、町内のもっと多くの人に聞いてもらいたいです。
- 集落営農を、他分野とからめて考えることが大切だと思いました。
- 地域で何かできないのかなと思っていた矢先、参考になりました。何かの折、相談に乗ってください。
- ゴミの減量化運動をして18年になりますが、企業として堆肥づくりに取り組んでいただけるようになり、感謝しています。また、住民と連携して野菜づくりをしてもらっていることも、非常に嬉しく思います。
- 社会福祉のあり方についてよく理解できました。今後の課題も多いですが、できることから始めるようにお願いしたいです。
- 知らないことばかりで、大変勉強になりました。
- 「福祉施設の人材不足でこれからどうしたらよいか」というテーマに対して、それぞれの職場のニーズにあわせて募集しているようでは、小さい子供さんのおられる方などには、とても働きにくいことになる実感しました。そんな方々にあわせて、「どの時間帯に働けるか」を優先することも大事だと気付きました。
- 実践の状況がよく理解できました。
- 今後の社会福祉法人の進むべき方向性を示していただいた内容でした。隠岐における福祉の連携、サービスの統合は日頃考えていた方向性と一致します。
- 社会福祉の根本を再研修したように感じました。
- 素晴らしい研修をありがとうございました。
- 大橋先生のご講演の中で、以前に受けた講義の内容を思い出ことができ、「社会福祉法人の使命」を再認識することができました。
- 社会福祉協議会事業の発想の転換を学び良かったです。今後の活動に役立てたいと思います。
- 社会福祉協議会の方の負担が増えないか心配です。
- 社会福祉だけでなく、地域として考えてみることも重要と思いました。

あなたの力が地域を救う！

家族や地域の助け合いと「福祉サービス」の「狭間」にある
困りごと（除雪や大量ゴミの撤去等）で、ボランティアを
必要としている方がいます！
そんな方へのお手伝いをしてみませんか？

一緒にやろう！
暮らしを支える
ボランティア



登録から活動までの流れ

1 ボランティア登録

- ① 隠岐の島町社会福祉協議会へお電話・FAX・Eメールにより、登録の申し出をしてください。
- ② 隠岐の島町社会福祉協議会より、「登録申込書」をお送りします。
- ③ 「登録申込書」を記入し、隠岐の島町社会福祉協議会へ送付してください（これで登録完了！）

2 ボランティア派遣依頼

- ① 派遣依頼があったら、隠岐の島町社会福祉協議会より、ご登録いただいた個人・法人のメールアドレス、FAX等に「ボランティア情報」をお送りします。
- ② 内容を見て、「参加可否」を隠岐の島町社会福祉協議会へお知らせください。
- ③ 後ほど、持参物等や集合時間・場所等をお知らせします。

留意事項

- 登録いただいた情報は、派遣依頼の世帯やその世帯に福祉サービス等を提供する団体へ提供される場合がありますが、この活動以外の目的には使用されません。
- 現地往復の交通費や、ボランティア保険料、飲食に要する費用等は自己負担ですが、活動上発生する経費（車両や機材燃料代を除く）は、派遣先の世帯の負担です。

生活支援ボランティア・ネットワーク

隠岐の島町ボランティアセンター

ボランティア登録者募集!!



— 「社会福祉法人・企業の“力”推進フォーラム」実施報告書 —
社会福祉法人・企業における「地域福祉・社会貢献」活動への提案



平成 26 年 4 月
隠岐の島町社会福祉協議会